

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

〈 本荘由利広域市町村圏組合 〉

R7.6.9公表

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 90.4 % |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 84.7 % |
| 全職員 | 69.7 % |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | - % |
| 本庁課長相当職 | - % |
| 本庁課長補佐相当職 | 96.5 % |
| 本庁係長相当職 | - % |

(2) 勤続年数別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 88.6 % |
| 31～35年 | - % |
| 26～30年 | 100.1 % |
| 21～25年 | 100.1 % |
| 16～20年 | - % |
| 11～15年 | - % |
| 6～10年 | - % |
| 1～5年 | - % |

【説明欄】

- (1) 任期の定めのない職員以外の職員は、4月1日現在の再任用職員及び会計年度任用職員のうち、社会保険、共済組合加入者を対象とした。
- (2) 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- (3) 男性の57%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は28%にとどまる。これは社会福祉施設における介護・調理パートなどの会計年度任用職員で女性が多いためである。
- (4) 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、再任用職員の男女比は5:1、会計年度任用職員の男女比は7:19である。